

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日
の翌日
の翌日)

◇ 告 示
結核予防法による医療機関の指定

◇ 公 告
危険物取扱主任者試験の実施

鳥取県社会教育委員候補者の推薦の期間等

告 示

鳥取県告示第二百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開 設 者
昭和四十年 医療法人厚生会 米子市加茂町一 医療法人厚生会
三月十九日 森脇 病院 丁目十六番地 理事長 角 洋子

鳥取県告示第二百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十年 医療法人厚生会 森脇病院 米子市加茂町一丁目十六番地
三月十八日

鳥取県告示第二百五十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量
二 作業期間 昭和四十年五月 七日から
昭和四十年五月二十五日まで
三 作業地域 東伯郡東伯町
西伯郡中山町、名和町、伯伯町、日吉津村、淀江町、大山

町 米子市

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり行なう。

昭和40年5月11日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

1 試験の期日及び場所

試験の期日 昭和40年6月13日午前8時30分から

試験の場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

倉吉市探町

倉吉東高等学校

米子市錦町

米子西高等学校

2 試験の種類

(1) 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）

(2) 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）

3 試験科目

(1) 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

ア 基礎物理学及び基礎化学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学

ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学

ハ 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

ニ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ヘ すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論

コ 危険物の類ごとに共通する特性

ク 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法

(四) 品名ごとの危険物の一般性質

(イ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

ロ 危険物に関する法令

(2) 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

ア 基礎物理学及び基礎化学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

ハ 燃焼及び消火に関する基礎理論

ニ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ヘ すべての種類の危険物の性質に関する概論

(4) 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する特性

(ウ) 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

(エ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

(オ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

4 受験資格

(1) 甲種試験は、昭和40年6月12日までに次のア又はイに該当することとなる者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

イ 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法に関する法令を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

ロ 基礎物理学及び基礎化学に関する法令を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

ハ 燃焼及び消火に関する法令を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

ニ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法に関する法令を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

ヘ 危険物の類ごとの特性に関する法令を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

コ 危険物の類ごとの共通する火災予防及び消火の方法に関する法令を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

イ 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

(2) 乙種試験は、昭和40年6月12日までに6月以上危険物取扱の実務経験を有する者

5 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和40年5月11日から昭和40年5月26日午後5時まで（郵送の場合は、昭和40年5月26日午後5時までに着信のものに限る。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

ア 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。

イ 受験資格の(1)のアに該当する者は最終学校卒業証明書、化学に関する学科の単位取得証明書及び6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

ウ 受験資格の(1)のイに該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けたのち2年以上の危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

エ 受験資格の(2)に該当する者は、6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

オ 写真1枚 受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の写し 受験願書の裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載した

ものを受験願書の写真欄に添付すること。

カ 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火柴類取締法の一部を改正する法律（昭和35年法律第140号）施行前の火柴類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種火柴類作業主任者免状、乙種火柴類作業主任者免状若しくは丙種火柴類作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火柴類取扱主任者免状若しくは、乙種火柴類取扱主任者免状を有する者については試験科目の(2)のアのイ及びロ並びに試験科目(2)のイのイ及びロの試験科目が免除されますので免状の写しを添付すること。

キ 受験手数料

甲種試験を受験する者は800円、乙種試験を受験する者は類ごと500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけ消印しないこと。

6 その他

(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は実務に就いた雇用主（会社の支店等にあつては支店長）の証明

(2) 納付した受験手数料は申込みの取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(3) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課にお問い合わせください。

鳥取県社会教育委員の委嘱に当たり、鳥取県内に事務所を有する社会教育団体が鳥取県社会教育委員候補者を推薦することが出来る期間及び推薦書の様式は、次のとおりとする。

昭和40年5月11日

鳥取県教育委員会

- 1 推薦期間 昭和40年5月15日から
昭和40年5月25日まで

2 推薦書の様式

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長殿

推薦団体名代表者 氏 名 印

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

鳥取県社会教育委員候補者に下記の者を推薦します。

記

候補者氏名
生年月日
当該団体における役名
最終卒業学校名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】